

## 注記（全体）

### 1 重要な会計方針

#### (1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

- ①有形固定資産・・・・・・・・・・・・・・・・・・取得原価  
ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。
  - ア 昭和59年度以前に取得したもの・・・・・・・・再調達原価  
ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。
  - イ 昭和60年度以後に取得したもの  
取得原価が判明しているもの・・・・・・・・取得原価  
取得原価が不明なもの・・・・・・・・再調達原価  
ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。
- ②無形固定資産・・・・・・・・・・・・・・・・・・取得原価  
ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。
  - 取得原価が判明しているもの・・・・・・・・取得原価
  - 取得原価が不明なもの・・・・・・・・再調達原価

なお、一部の会計においては、原則、取得原価としています。

#### (2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

- ①満期保有目的以外の有価証券
  - ア 市場価格のないもの・・・・・・・・取得原価
- ②出資金
  - ア 市場価格のないもの・・・・・・・・出資金額

#### (3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ①原材料、商品等・・・・・・・・先入先出法による原価法

#### (4) 有形固定資産等の減価償却の方法

- ①有形固定資産（リース資産を除きます。）・・・・・・・・定額法  
なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物	10年～50年
工作物	8年～60年
物品	2年～18年
- ②無形固定資産（リース資産を除きます。）・・・・・・・・定額法
- ③リース資産  
所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産（リース期間が1年以内のリース取引、リース契約1件あたりのリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）  
・・・・・・・・自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

#### (5) 引当金の計上基準及び算定方法

- ①投資損失引当金  
市場価格のない投資及び出資金のうち、連結対象団体（会計）に対するものについて、実質価額が著しく低下した場合における実質価額と取得価額との差額を計上しています。

②徴収不能引当金

- ・未収金及び長期延滞債権（貸付金に係るものを除く）については、過去5年間の平均不納欠損率により徴収不能見込額を計上しています。
- ・貸付金並びに貸付金に係る未収金及び長期延滞債権については、未納発生率により徴収不能見込額を計上しています。

ただし、一部の会計においては、貸倒実績率等により計上しています。

③退職手当引当金

期末自己都合要支給額を計上しています。

④賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(6) リース取引の処理方法

①ファイナンス・リース取引

ア 所有権移転ファイナンス・リース取引（リース期間が1年以内のリース取引及びリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

イ ア以外のファイナンス・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

②オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(7) 全体資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物（ただし、一般会計においては中野市財務規則において、歳計現金等の保管方法として規定した預金等をいいます。）

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

(8) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

ただし、一部の会計については、税抜方式によっています。

2 重要な会計方針の変更等

該当ありません。

3 重要な後発事象

該当ありません。

#### 4 偶発債務

(1) 保証債務及び損失補償債務負担の状況

該当ありません。

(2) 係争中の訴訟等

長野地方裁判所 平成28年（ネ）第4465号

・ 損害賠償事件 0 円（1,500,000円）

#### 5 追加情報

(1) 全体財務書類の対象範囲は次のとおりです。

- ・ 一般会計
- ・ 国民健康保険事業特別会計
- ・ 後期高齢者医療事業特別会計
- ・ 介護保険事業特別会計
- ・ 水道事業会計
- ・ 下水道事業会計

(2) 出納整理期間

地方自治法第235条の5に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

なお、出納整理期間を設けていない会計と出納整理期間を設けている会計との間で、出納整理期間に現金の受払い等があった場合は、現金の受払い等が終了したものとして調整しています。

(3) 貸借対照表に係る事項

①売却可能資産の範囲及び内訳は、次のとおりです。

ア 範囲

中野市公共用地等取得及び処分審査委員会において、売却又は貸付の方針としたもの

イ 内訳

・ 土地 19,457,721 円 ( 43,304,253 円)

売却可能価額は、平成29年3月31日時点における路線価等により評価しています。

上記の（43,304,253円）は、貸借対照表における簿価を記載しています。